

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市行政不服等審査会  
会 長 松本 和彦

## 答 申 書

令和6年12月24日付け高市市第1703号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」に係る第三者点検について
関係規定	高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号
業務名	住民基本台帳事務
諮問課	市民生活環境部 市民課
審議日	令和7年1月14日
審議結果	承認
内 容	
<p>本市における住民基本台帳事務については、特定個人情報ファイルに記録される人数が30万人以上であることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく全項目評価が実施され、高槻市個人情報保護運営審議会による第三者点検を経て、平成28年11月21日付けで「住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を公表している。</p> <p>なお、同審議会は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴って廃止され、令和5年4月1日以降の全項目評価に係る第三者点検については、本審査会の担当事務とされている。</p> <p>今般、全国的に進められている地方公共団体の情報システム標準化に伴い、システム標準化対象事務である「住民基本台帳事務」で利用する住民基本台帳システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いが変更されることとなった。主な変更内容としては、これまで市庁舎内にあるサーバー室で運用していた住民基本台帳システムをクラウド環境において再構築するものであり、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられる重要な変更該当することから、高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第2号に規定する特定個人情報保護評価に関する事項として、本審査会に諮問されたものである。</p> <p>本審査会は、住民基本台帳システムがクラウド環境に再構築されることに伴う特定個人情報ファイルの取扱いの変更点を中心に、（1）特定個人情報ファイルの概要（基本情報、特定個人情報の入手・使用及び特定個人情報の保管・消去）が正確に記載されており、その内容が妥当なものとなっているか、（2）特定個人情報ファイルを取扱うプロセスにおけるリスク対策等の項目に「クラウド環境における措置」が適正に記載され</p>	

ており、その内容が妥当なものとなっているか、(3) 住民基本台帳システムがクラウド環境に移行した後においても、他のシステムとの連携の必要性から既存サーバーが本市庁舎内に残ることが妥当かなどについて、本市が国に先駆けて個人情報の保護に取り組んできた経過などを踏まえて慎重に審議した結果、適当と認められることから、本件を承認するものである。